

税理士が知っていれば 鬼に金棒なFPの知恵

第13回 スポーツ選手の社会保険②

海外赴任・海外移住した場合

ファイナンシャルプランナー 平野 厚雄

前号では、スポーツ選手を社会人スポーツ選手とプロスポーツ選手に分けて社会保険を考察しましたが、今号では海外勤務・海外移住した場合の社会保険について考察します。最近ではグローバル化が進み、海外に進出する企業や、海外を拠点に活動するプロスポーツ選手も増えてきています。グローバル化という波の中で、スポーツ選手も日本だけを視野にいれて活動することは、自分自身の可能性を狭めてしまいかねない状況です。

I. 社会人スポーツ選手の場合

社会人スポーツ選手は、一般の従業員と同じようにその会社の社会保険に加入することになります。そして、その企業に勤めたまま海外に派遣される場合、その現地においてもその国のルールに従い、社会保険制度に加入することになります。つまり、この場合、日本と相手国の社会保険制度に加入しなければならないということになり、二重加入の問題が発生します。二重加入という状態になってしまうと、日本と相手国で社会保険料負担が発生し、会社にとっても個人にとっても大きな負担となってしまいます。

そこで、この二重加入問題を解消するための制度が社会保障協定です。この協定により、二重加入にならないように、一定の要件によりどちらかの国の制度への加入を免除されることになり、年金においては当事者国間で加入期間を通算できるようになります。現在の社会保障協定の発効状況は図1の通りです(平成24年7月19日現在)。

ここでいう一定要件とは派遣期間です。日本の

【図1】社会保障協定の発効状況

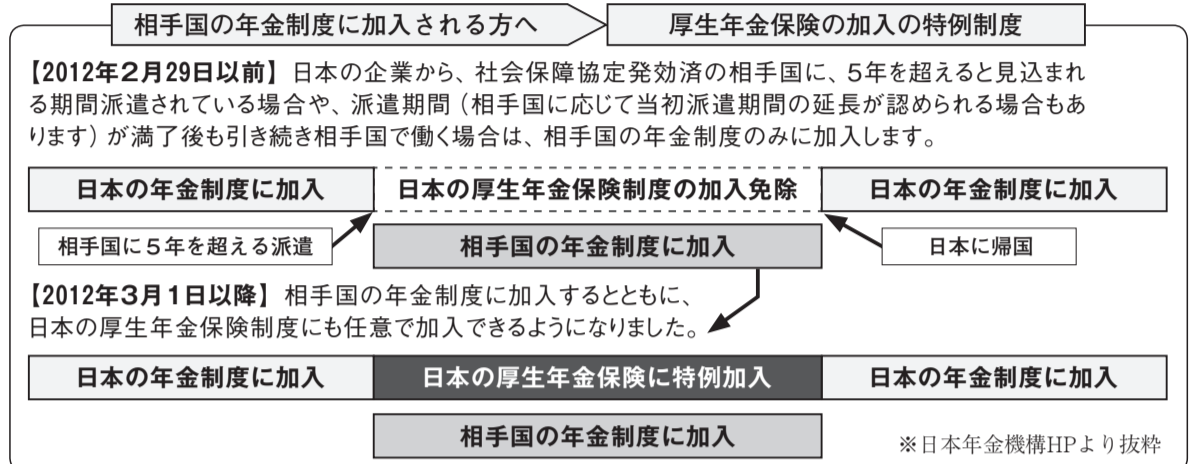
協定発効済国	ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス
発効準備国	イタリア

企業に勤めながら海外に派遣された場合、その期間が「5年を超えると見込まれる」場合は相手国の社会保険制度に加入し、日本の社会保険制度の加入は免除されます。その反対に、期間が「5年を超えないと見込まれる」場合は、日本の社会保険制度に引き続き加入することになり、相手国の社会保険制度の加入が免除されます。つまり、派遣期間が5年を超えるか超えないかがポイントとなります。なお、どちらの国の制度に加入するかを会社や本人が自由に選択できるというものではありませんので、注意してください。

したがって、社会保障協定が発効済みの国で働く場合は、保険料の二重払いが解消されることになり社会保険料負担も一方の国に対してのみになります。さらに、年金制度においては「加入期間の通算」ということも行われます。日本の年金制度では、老齢年金を受け取るには原則25年間の受給資格期間が必要になりますが、相手国での年金加入期間をその受給資格期間にカウントすることが可能になります。

ちなみに、この通算された加入期間は、受給資格期間を満たすためのものだけであり、年金額には反映されませんでした。2012年3月以降、すべての社会保障協定発効国(14国)において、

【図2】厚生年金保険の特例加入制度の改正



日本の厚生年金保険に任意に加入できるようになりました。これにより、相手国の年金制度に加入しながら、同時に日本の厚生年金保険に加入することができるようになりました。

II. 社会保障協定の手続き

日本から派遣され、相手国の社会保険制度の加入を免除されるためには、年金事務所に日本の社会保険制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付申請を行わなくてはなりません。そして、その年金事務所から交付された「適用証明書」を相手国の事業所に提出します。

相手国の社会保険制度のみに加入する場合は、事業主が日本の年金事務所に派遣国の社会保険制度に加入したことがわかる書類を添付し「厚生年金保険・健康保険被保険者資格喪失届」を提出します。

図2の厚生年金保険の特例加入は、事業主が「厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書」を年金事務所に提出することになります。なお、厚生年金保険に任意加入できるということは、企業年金にも加入することができるようになりますので、企業年金がある場合は手続きを忘れないように注意してください。なお、この特例加入制度に該当する方は、いつでも「厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書」を提出すれば、資格を喪失することができます。

III. プロスポーツ選手の場合

プロスポーツ選手は個人事業主と同じように、原則として国民健康保険に加入することになります。国民健康保険は、日本に住所があることが加入の条件になっていますので、外国に移住すると被保険者資格を失います。したがって海外移住した場合は、相手国の社会保険制度に加入するか民間の保険を利用するなど、自助努力が必要となります。

年金においては第1号被保険者になりますが、第1号被保険者も「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満」ということで、国民健康保険と同様に「国内居住要件」があります。したがって、国民健康保険と同様に、移住と同時に被保険者資格を失うこととなりますが、日本国籍を持っていれば、海外に移住しても任意加入ということになります。年金に加入することができます。そして、その任意加入の申請先は図3の通りになります。

任意加入するということは、当然ながら保険料

【図3】任意加入申請の届出先

	申請先
これから海外に移住する人	最後に住んでいた市区町村窓口
現在海外に住んでいる人	最後に住んでいた住所地管轄の年金事務所
一度も日本国内に住所を有したことが無い日本国籍を持つ人	千代田年金事務所

納付義務が発生します。この場合、原則として日本国内に親族等の協力者がいらっしゃれば、その協力者のもとに、日本年金機構から保険料納付書等の各書類が郵送されることとなります。そして、その協力者が、今までと同じように保険料を支払うこととなります。また、金融機関の口座からの自動引き落としにするということも可能です。保険料を忘れずにきちんと払いたい…ということであれば自動引き落としが良いでしょう(日本国内に協力者もいない、金融機関口座も無い、という方は個別に担当窓口にご相談してみてください)。

日本国内に住んでいる方が海外に移住した場合、任意加入の手続きをしないとその期間は、被保険者にならないので保険料を納める義務もありません。そして、その任意加入しない場合の海外在住期間は、合算対象期間(カラ期間)という老齢基礎年金を受給するための必要な期間に算入されますが、受給する年金額には反映されないこととなります。また、任意加入しない状態では、障害状態になった時には障害年金も受給することができなくなるおそれがあります。なぜなら、障害年金の受給要件には「初診日(初めて医療機関等で診察を受けた日)に国民年金の被保険者である」という初診日「被保険者要件」があるからです(60歳以上65歳未満の人を除く)。つまり、任意加入していないということは被保険者ということではありませんので、初診日の「被保険者要件」を満たすことができなくなり、障害年金を受給できなくなってしまいます。

したがって、将来日本に帰ってくる予定のある場合は任意加入しておいた方が賢明でしょう。また、海外に住んでいる方も、海外にいながら年金を受給するための手続き(裁定請求)をしたり、すでにもらっている年金をもらい続けたりすることができますので、きちんと加入しておいた方が良いでしょう。

前号と同様に、やはりプロスポーツ選手の方が、社会保険給付が薄いのが現状です。しっかりとした自助努力が必要になります。(つづく)